

第12回鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議

日 時：令和2年10月12日（月）午後6時30分～8時

場 所：鹿児島市医師会館 3階 大会議室

会 次 第

1 開会

2 協議事項

- (1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金の申請について 【資料1】
- (2) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について 【資料2】
- (3) 令和元年度病床機能報告の確認結果等について 【資料3】
 - ア 病床の医療機能を変更済みの医療機関について
 - イ 今後、医療機能の変更を予定している医療機関について
 - ウ 非稼働病棟を有する医療機関について

3 その他

4 閉会

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議 委員名簿

(委嘱期間:平成31年2月15日～令和3年3月31日)

	所 属	職 名	氏 名	調整会議	専門部会				出欠
					部会長等	高度急性期・急性期	回復期	慢性期・在宅医療	
1	鹿児島市医師会	会 長	上ノ町 仁	○	部会長 ○		○		○
2	いちき串木野市医師会	会 長	花牟禮 康生	○	○	副部会長 ○			×
3	日置市医師会	副 会 長	永山 徳太郎	○	○	○			○
4	鹿児島市歯科医師会	会 長	下田 平 幸一	○			○		○
5	鹿児島市薬剤師会	会 長	谷 口 欣 平	○				○	○
6	鹿児島県看護協会	鹿児島地区理事	福島 寿美子代 (代理:林 恵子)	○		○			○ (新任)
7	鹿児島市立病院	病 院 長	坪 内 博 仁	○	○	○			○
8	鹿児島市医師会病院	院 長	園 田 健	○		○			○
9	鹿児島大学病院	病 院 長	坂 本 泰 二	○	○	○			○ (新任)
10	鹿児島市医師会 (玉水会病院)	副 会 長	長 友 医 継	○	○			○	○
11	鹿児島市医師会 (メンタルホスピタル鹿児島)	理 院 長 事 (院 長)	佐 藤 大 輔	○				○	○ (新任)
12	鹿児島市医師会 (大勝病院)	理 事 長 事 (理 事 長)	大 勝 秀 樹	○	○		○		○ (新任)
13	鹿児島市医師会 (新成病院)	理 事 長 事 (理 事 長)	熊 谷 輝 雄	○	○	部会長 ○			○
14	鹿児島市医師会 (米盛病院)	理 事 長 事 (理 事 長)	米 盛 公 治	○	○	○			○
15	いちき串木野市医師会 (金子病院)	理 院 長 事 (副 院 長)	金 子 公 一	○				○	○ (新任)
16	いちき串木野市医師会 脳神経外科センター	立 院 長	下 鶴 哲 郎	○			○		×
17	日置市医師会 (湯田内科病院)	理 事 長 事 (理 事 長)	齊 藤 稔	○				○	○
18	日置市医師会 (博悠会温泉病院)	理 院 長 事 (院 長)	柳 田 敏 孝	○			○		○
19	NPO法人介護支援専門員協会 鹿児島	副 会 長	木 場 秀 逸	○				○	○
20	鹿児島市老人福祉施設協議会	会 長	新 田 美 和	○				○	○
21	全国健康保険協会鹿児島支部	企 画 総 務 部 長	古 田 俊 夫	○		○			○
22	鹿児島市	すこやか長寿部長	古 河 春 美	○				○	○ (新任)
23	日 置 市	健康保険課長補佐兼 すこやか母子係長	宮 前 美 紀	○				○	○
24	いちき串木野市	健康増進課長	猪 俣 勝 人	○			○		×
25	三 島 村	副 村 長	岩 切 平 治	○			○		○
26	十 島 村	住 民 課 長	竹 内 照 二	○				○	×
27	鹿児島市保健所	所 長	泉 尾 護	○		○			○
28	伊集院保健所	所 長	四 元 俊 彦	○	副部会長 ○	○			○
総 計				28名	10名	11名	7名	10名	24名

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議設置要綱

(設置)

第1条 医療法（昭和23年法律第205号，以下「法」という。）第30条の14の規定に基づき，鹿児島県地域医療構想（以下「構想」という。）において定める将来の病床数の必要量を達成するための方策その他の構想の達成を推進するために必要な協議を行うため，鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）を設置する。

(検討事項)

第2条 調整会議は，前条の目的を達成するために，次の事項について検討する。

- (1) 鹿児島保健医療圏における地域医療構想に関する事項
- (2) その他必要な事項

(組織)

第3条 調整会議は，委員30人以内で組織する。

2 委員は，法第30条の14に掲げる者その他の関係者のうちから鹿児島地域振興局長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は，3年以内とする。

- 2 補欠又は増員により選任された委員の任期は，前任者又は現任者の残任期間とする。
- 3 委員は，辞任又は任期満了後においても，後任者が就任するまでは，その職務を行わなければならない。
- 4 委員は，再任を妨げない。

(議長及び副議長)

第5条 調整会議に議長1名及び副議長1名を置き，委員の互選によりこれを定める。

- 2 議長は，会務を総理し，調整会議を代表する。
- 3 副議長は，議長を補佐し，議長に事故あるとき，又は議長が欠けたときは，その職務を代理する。

(調整会議)

第6条 調整会議は，議長が招集する。

- 2 調整会議は，委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 議長は，調整会議の議事を整理する。

(専門部会)

第7条 調整会議に，専門的な事項について調査研究するため，必要な専門部会を置くことができる。

- 2 専門部会は，議長がこれを招集する。
- 3 第4条，第5条及び第6条第2項から第3項までの規定は，専門部会について準用する。この場合において，これらの規定中「調整会議」とあるのは「専門部会」

と、「委員」とあるのは「部会員」と、「議長」とあるのは「部会長」と、「副議長」とあるのは「副部会長」と読み替えるものとする。

4 専門部会の運営に関し必要な事項は、議長が別に定める。

(委員等の代理出席)

第8条 委員又は部会員がやむを得ない事情により出席できない場合においては、そのものが指定し、これを議長又は部会長が承諾した者について、代理出席させることができる。

(関係者の出席等)

第9条 調整会議又は専門部会において必要があると認めるときは、議長又は部会長は、学識経験を有する者又は関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(報償費及び旅費)

第10条 委員及び部会員（代理出席者を含む。）並びに前条の規定により出席した者には、「報償費」及び「普通旅費」を支給することができる。

(庶務)

第11条 調整会議の庶務は、鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、調整会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

附則

- 1 この要綱は、平成28年12月12日から施行する。
- 2 この要綱は、平成30年12月20日から施行する。

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議専門部会運営要領

(目的)

第1条 鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議（以下「調整会議」という。）設置要綱第7条の規定に基づき、鹿児島保健医療圏地域医療構想専門部会（以下「専門部会」という。）の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(検討事項)

第2条 専門部会は、次の事項について検討する。

- (1) 地域の病院・有床診療所が担うべき病床機能に関する事項
- (2) 病床機能報告制度による情報等の共有に関する事項
- (3) その他の地域医療構想の推進に関する事項

(組織)

第3条 専門部会は、次の4つとする。

- (1) 高度急性期及び急性期専門部会
- (2) 回復期専門部会
- (3) 慢性期及び在宅医療専門部会
- (4) 部会長等会議

2 各専門部会は、部会員10人以内で組織する。

3 部会員は、調整会議委員の中から調整会議議長が指名する。ただし、部会長等会議の部会員は、調整会議議長・副議長、他の専門部会の部会長及びその他調整会議議長が指名する委員とする。

4 必要に応じ、調整会議議長が必要と認めた者の出席を認めることができる。

(部会長及び副部会長)

第4条 各専門部会に部会長1名及び副部会長1名を置き、部会員の互選によりこれを定める。ただし、部会長等会議については、調整会議の議長を部会長、副議長を副部会長とする。

2 部会長は、会務を総理し、専門部会を代表する。

3 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 専門部会は、調整会議議長がこれを招集する。

2 部会長は、専門部会の開催後、その結果を調整会議に報告するものとする。

(報償費及び旅費)

第6条 部会員（代理出席者を含む。）には、「報償費」及び「普通旅費」を支給しない。

(庶務)

第7条 専門部会の庶務は、鹿児島地域振興局保健福祉環境部健康企画課で処理する。

(その他)

第8条 この要領で定めるもののほか、専門部会の運営に関し必要な事項は部会長が専門部会に諮って定める。

附則

この要領は、平成29年6月19日から施行する。

この要領は、令和元年10月16日から施行する。

鹿児島保健医療圏地域医療構想調整会議の開催状況

(令和2年10月8日現在)

(H28～H29 年度)

開催日時・場所	会議名	協議内容等
平成 28 年 3 月 15 日(水) 18:30～20:30 鹿児島地域振興局本庁舎	第 1 回調整会議	(1)地域医療構想調整会議の進め方について (2)平成 29 年度地域医療構想調整会議スケジュール(案)について (3)平成 29 年度病床機能報告について
平成 29 年 6 月 19 日(月) 18:30～20:30 鹿児島地域振興局本庁舎	第 2 回調整会議 (平成 29 年度第 1 回)	(1)平成 28 年度病床機能報告制度集計結果(速報値)について (2)専門部会の設置について
平成 29 年 8 月 21 日(月) 18:30～20:30 鹿児島市医師会館	第 1 回高度急性期 及び急性期専門部 会	(1)地域医療構想の達成に向けた主な論点について (2)今後の具体的な協議の進め方について (3)次回の専門部会の開催について
平成 29 年 10 月 11 日(水) 18:30～20:30 鹿児島市医師会館	第 1 回回復期専門 部会	(1)地域医療構想の達成に向けた主な論点について (2)今後の具体的な協議の進め方について (3)「病院等の開設等の許可申請」があった場合に、調整会議 への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について (4)次回の専門部会の開催について
平成 29 年 10 月 23 日(月) 18:30～20:30 鹿児島市医師会館	第 2 回高度急性期 及び急性期専門部 会	(1)地域医療構想の達成に向けた主な論点(案)とロードマッ プ(案)について (2)「病院等の開設等の許可申請」があった場合に、調整会議 への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について (3)次回の専門部会の開催について
平成 29 年 12 月 13 日(水) 18:30～20:30 鹿児島地域振興局本庁舎	第 3 回調整会議 (平成 29 年度第 2 回)	(1)「病院等の開設等の許可申請」があった場合に、調整会議 への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について (2)「地域医療介護総合確保基金事業」の申請予定がある医療 機関からの説明及び調整会議としての意見とりまとめ (3)「公的医療機関等 2025 プラン」の医療機関からの概要説 明及び質疑(5 病院)
平成 29 年 12 月 18 日(月) 18:30～20:20 鹿児島地域振興局本庁舎	第 4 回調整会議 (平成 29 年度第 3 回)	(1)「地域医療介護総合確保基金事業」の申請予定がある医療 機関からの説明及び調整会議としての意見とりまとめ (2)「公的医療機関等 2025 プラン」の医療機関からの概要説 明及び質疑(4 病院) (3)「病院等の開設等の許可申請」予定がある医療機関からの 理由説明及び質疑
平成 30 年 1 月 11 日(木) 18:30～20:05 鹿児島地域振興局本庁舎	第 5 回調整会議 (平成 29 年度第 4 回)	(1)「病院等の開設等の許可申請」があった場合に、調整会議 への出席と理由説明を求める医療機関規模の設定について (2)「第 7 次医療計画」及び「第 7 期介護保険事業(支援)計画」 における在宅医療等の見込み量等の整合性について (3)各専門部会の開催結果報告 (4)今後の調整会議の進め方について 等
平成 30 年 1 月 17 日(水) 18:30～20:00 鹿児島市医師会館	第 1 回慢性期及び 在宅医療専門部会	(1)地域医療構想の達成に向けた主な論点について (2)今後の具体的な協議の進め方について (3)次回の専門部会の開催について

(H30 年度)

開催日時・場所	会議名	協議内容等
平成 30 年 5 月 21 日 (月) 18:30~20:30 鹿児島地域振興局本庁舎	第 6 回調整会議 (平成 30 年度第 1 回)	(1) 専門部会の開催結果報告 (2) 平成 29 年度病床機能報告制度集計結果 (速報値) について (3) 今後の調整会議の進め方について
平成 30 年 9 月 10 日 (月) 18:30~20:00 鹿児島市医師会館	第 3 回高度急性期 及び急性期専門部 会	(1) 「地域医療介護総合確保基金事業」の申請予定がある医療 機関からの説明及び専門部会としての意見とりまとめ (2) 平成 30 年度の地域医療構想調整会議の進め方について ・ 定量的な基準の導入について ・ 個別の医療機関ごとの具体的な対応方針への決定対応 についての専門部会の開催について ・ 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関につ いて (3) 鹿児島保健医療圏地域医療連携計画について
平成 30 年 10 月 19 日 (金) 18:30~20:00 鹿児島市医師会館	第 2 回回復期専門 部会, 慢性期及び 在宅医療専門部会	(1) 個別の医療機関ごとの具体的な対応方針への決定対応に ついて (2) 病床が全て稼働していない病棟を有する医療機関について (3) 鹿児島保健医療圏地域医療連携計画について
平成 30 年 11 月 21 日 (水) 18:30~20:00 かごしま県民交流センター	第 7 回調整会議 (平成 30 年度第 2 回)	(1) 「地域医療介護総合確保基金事業」の申請予定がある医療 機関からの説明及び調整会議としての意見とりまとめ (2) 平成 29 年度病床機能報告制度集計結果 (確定値) 報告 (3) 今後の地域医療構想調整会議の進め方について (4) 鹿児島保健医療圏地域医療連携計画について
平成 31 年 1 月 15 日 (火) 18:30~20:00 鹿児島市医師会館	第 4 回高度急性期 及び急性期専門部 会	(1) 病院開設等の許可申請のうち, 地域の医療提供体制に影響 を与える申請に係る事項について (2) 個別の医療機関ごとの具体的な対応方針の決定への対応に ついて ・ 公立病院, 公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関 (9 か所) (3) 次回の専門部会の開催時期について
平成 31 年 2 月 19 日 (火) 18:30~20:00 鹿児島県庁	第 8 回調整会議 (平成 30 年度第 3 回)	(1) 病院の開設等の許可申請について (2) 平成 30 年度第 1 回鹿児島県地域医療構想調整会議につい て報告 (3) 高度急性期及び急性期専門部会の結果について報告 (4) 個別の医療機関ごとの具体的な対応方針の決定への対応に ついて ・ 公立病院, 公的医療機関等 2025 プラン対象医療機関 (9 か所) (5) 今後の調整会議の進め方等について

(R1 年度～)

開催日時・場所	会議名	協議内容等
令和元年5月15日(水) 18:45～20:30 かごしま県民交流センター	第5回高度急性期 及び急性期専門部 会	(1) 地域の医療提供体制に影響を与える病院開設等の申請内容 について(200床以上の病床を有する医療機関の移転に伴う開 設等許可申請)
令和元年6月18日(火) 18:30～20:00 かごしま県民交流センター	第9回調整会議 (令和元年度第1回)	(1)平成30年度病床機能報告制度集計結果(速報値)について (2)鹿児島県地域医療構想調整会議に係る当面のスケジュールに ついて (3) 地域の医療提供体制に影響を与える病院開設等の申請内容 について (4) 各医療機関が医療機能ごとの病床数を変更する場合におけ る地域医療構想調整会議での説明等の取扱について
令和元年10月16日(水) 18:30～20:30 かごしま県民交流センター	第10回調整会議 (令和元年度第2回)	(1)鹿児島県における定量的基準について (2) 公立病院・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証につい て (3) 鹿児島保健医療圏の地域医療構想調整会議の進め方につい て (4) 外来医療計画について
令和2年1月20日(月) 18:45～21:00 鹿児島市立病院	第1回部会長等 会議	(1) 部会長等会議の設置について (2) 地域医療構想調整会議の進め方等に関する課題について (3) 次回の専門部会の開催時期について
令和2年2月14日(金) 18:30～20:00 かごしま県民交流センター	第11回調整会議 (令和元年度第3回)	(1) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証等に関す る国・県の通知について (2) 部会長等会議の開催について (3) 鹿児島保健医療圏の地域医療構想調整会議の進め方につい て
令和2年9月8日(火) 18:30～20:30 かごしま県民交流センター	第6回高度急性期 及び急性期専門部 会	(1) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について (4 医療機関の説明及び質疑) (2) 令和元年度病床機能報告の確認結果について
令和2年10月1日(木) 18:30～20:30 かごしま県民交流センター	第2回部会長等会 議	(1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金の申請予定について (2) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について (3) 令和元年度病床機能報告の確認結果等について
令和2年10月12日(月) 18:30～20:00 鹿児島市医師会館	第12回調整会議 (令和2年度第1回)	(1) 地域医療介護総合確保基金事業補助金の申請について (2) 公立・公的医療機関等の具体的対応方針の再検証について (3) 令和元年度病床機能報告の確認結果等について

県地域医療構想における鹿児島保健医療圏に係る構想内容の概要

(1) 2025年における病床の必要量(必要病床数)

構想区域	医療機能	2015年現在	2025年の病床の必要量(床)	構想区域	医療機能	2015年現在	2025年の病床の必要量(床)
		既存病床数(床)	(高度急性期・急性期 → 医療機関所在地ベース, 回復期・慢性期 → 患者所在地ベース)			既存病床数(床)	(高度急性期・急性期 → 医療機関所在地ベース, 回復期・慢性期 → 患者所在地ベース)
鹿児島	高度急性期	1,392	982	県計	高度急性期	1,478	1,540
	急性期	5,122	2,778		急性期	12,174	5,534
	回復期	1,463	2,880		回復期	3,769	7,048
	慢性期	3,121	2,244 (1,898)		慢性期	8,457	5,822 (4,568)
	休棟等	346	—		休棟等	882	—
	計	11,444	8,884		計	26,760	19,944

※既存病床数は平成27年病床機能報告による数値。(厚労省推計ツールにより作成)

※() …慢性期はパターンCで算定(熊毛除く)。2030年の病床の必要量。

(2) 在宅医療等需要

(人/日)

2013年の在宅医療等の提供量	2025年の在宅医療等の必要量
8,006	11,097

患者所在地ベース(但し、2013年は医療機関所在地ベース)

(3) 課題

- ・ 他医療圏からの流入患者が多く、特に今後も増加が見込まれるがん、循環器消化器等の疾患については、更なる医療機能の充実を図るとともに、それぞれの分野における中核医療機関を中心に、機能分化及び連携を進めていく必要がある。
- ・ 各医療機関の役割分担及び連携のあり方を明確化し、不足する回復機能の充足を図る必要がある。
- ・ 無医地区等においては、へき地医療拠点病院からの医師の派遣等による医師の確保、遠隔医療システムの利用促進、救急医療体制の確保・充実を図る必要がある。
- ・ 市村を中心とした地域包括ケアシステムの構築を推進する中であって、今後、増加が見込まれる在宅医療の需要に対応するため、訪問診療や訪問看護等の充実とあわせ、国が検討を進めている医療機能を内包した施設系サービス等、新たな選択肢を含めた医療・介護基盤の整備など、在宅医療提供体制を充実させることが求められる。